兵庫・宮内黒田遺跡（第二一号）

1 所在地　兵庫県出石郡出石町宮内字広田
2 調査期間　一九九八年（平10）七月～一〇月
3 発掘機関　出石町教育委員会
4 調査担当者　小寺　誠
5 遺跡の種類　遺物散布地
6 遺跡の年代　弥生時代～近世
7 木簡の釈文・内容

当該木簡は本誌第二一号に報告されたが、保存処理後、調査担当者小寺と富山大学鈴木で観察を行なった。その結果判明したのは以下の二点である。

裏面の双行の右行の旧釈文「此矣□」が、「貲□〔値カ〕」と読めること。□〔値カ〕は、「値」の第十画の縦線を略し横線を延ばす書体に近い。

(1)
・「。□□里□□□□鳥戸口□田部〔額カ〕□□　女□可□□□□□□不□〔堪カ〕□□」
・「　　午年分直稲八束度与貲□〔値カ〕得人
　　。冊代□　同里神マ廣嶋　『若田□〔給カ〕者衣女分進上入□』天平勝宝四年十月九日　『鳥取マ□〔廣カ〕万呂』
　　知忍海マ馬男
　　『鳥取マ公手　直受鳥取マ衣女』
　　『半　、　、　、』」

474×50×6　011　21(1)

「直受鳥取マ衣女」の左側に画指が存在すること。画指は人名の横から側面に切込みを伴う墨点三つと、指の方向を示す「末」（天地逆）である。

表面は本貫地・戸主・戸口などの記載がみられ、裏面には田の面積と午年の直稲、年紀が記される。天平勝宝四年（七五二）は辰年で、午年は天平一四年（七四二）、天平勝宝六年にあたる。四〇代の直稲八束ということは穫稲の五分の一にあたり、田令公田条古記の地子率に一致し、賃租関係と推定される。忍海部馬男が知を務める機関が発した、午年分の直稲を「貲□〔値カ〕得人」（債権者の意か）である神部広島に授与せよとの命令、その対処とみられる追筆の鳥取部氏の人名と領収確認の画指、「若」以下の但し書きが記される。穿孔があるから、この木簡は証書として支出者側に保管されたらしい。賃租関係の画指は袴狭遺跡からも出土している（本誌第二二号四(16)・木簡学会編『日本古代木簡集成』三五四号木簡）。

（小寺　誠・鈴木景二〈富山大学〉）